

議案第48号

鳥取県行政財産使用料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

別表（第2条関係）

1 土地

| 区分 | | 使用料 | |
|------------------------|------------------------|--------------------|----------------------------------|
| | | 単位 | 金額 |
| 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合 | 共架設備 | 使用する電柱又は電話柱1本につき1年 | 1,500円 |
| | その他のもの（知事が別に定めるものを除く。） | | 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額 |
| 略 | | | |

2 建物その他の工作物

| 区分 | | 使用料 | |
|---|--|--------------|--------|
| | | 単位 | 金額 |
| 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合（知事が別に定める設備を設置する場合に限る。） | | 使用場所1箇所につき1年 | 1,500円 |
| 太陽光発電設備による発電 | | | 使用の許可を |

別表（第2条関係）

1 土地

| 区分 | 使用料 | |
|------------------------|-----|----------------------------------|
| | 単位 | 金額 |
| 電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合 | | 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額 |
| 略 | | |

2 建物

| 区分 | | 使用料 | |
|----|--|-----|----|
| | | 単位 | 金額 |
| | | | |

| | | | |
|--|------------------|--------------------------------------|---|
| のため使用させる場合 | | | 受ける者と知事が協議して定める額 |
| 会議室として使用させる場合 | 県庁舎講堂 | | 1時間 6,610円 |
| | 県庁舎講堂以外の会議室 | 非木造 | 使用面積1平方メートルにつき1時間 10円 |
| | | 木造 | 5円 |
| 通勤等のため駐車場として使用させる場合 | | 使用面積1平方メートルにつき1年 | 使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額 |
| 海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使用させる場合 | | 当該設備を使用してくみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき | 53円 |
| その他の場合 | 県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎 | | 使用面積1平方メートルに 2,160円 |

| | | | |
|---------------------|--------------------|------------------|---|
| 会議室として使用させる場合 | 県庁舎講堂 | | 1時間 6,610円 |
| | 県庁舎講堂以外の会議室 | 非木造 | 使用面積1平方メートルにつき1時間 10円 |
| | | 木造 | 5円 |
| 通勤等のため駐車場として使用させる場合 | | 使用面積1平方メートルにつき1年 | 使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額 |
| その他の場合 | 県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察 | | 使用面積1平方メートルに 2,160円 |

| | | | |
|---|-----|------|--------|
| | | つき1月 | |
| 県庁舎、 東部庁舎 及び警察 本部庁舎 以外の建 物 | 非木造 | | 1,330円 |
| | 木造 | | 430円 |

備考

1～3 略

4 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の

| | | | |
|---|------|------|--------|
| | 本部庁舎 | つき1月 | |
| 県庁舎、 東部総合 事務所の 建物及び 警察本部 庁舎以外 の建物 | 非木造 | | 1,330円 |
| | 木造 | | 430円 |

3 工作物

| 区分 | 使用料 | |
|------------------------------------|--------------------------------------|-----|
| | 単位 | 金額 |
| 海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。） | 当該設備を使用してくみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき | 53円 |

備考

1～3 略

者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。

5 略

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあっては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(2) (1)以外の場合にあっては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

7 略

8 略

9 略

4 略

5 建物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

6 略

7 略

8 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。